

令和3年5月21日(金)
国土交通省関東地方整備局
統括防災グループ
独立行政法人都市再生機構

記者発表資料

国土交通省関東地方整備局とUR都市機構 「災害対応の連携に関する覚書」を締結 ～自然災害に対する防災、災害対応の強化に向けた相互連携～

国土交通省関東地方整備局と独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構)は、首都直下地震をはじめとした大規模災害に備え、災害等による被害から早期復旧のため災害対応において連携することを目的として、5月18日(火)に覚書を締結しました。

本覚書の締結により防災体制が強化されるとともに、より一層の災害対応が可能となります。

1. 覚書の概要

- 被害が発生又は発生が予想される場合に、収集した情報を相互に共有
- UR都市機構が派遣するリエゾン(情報連絡員)を関東地方整備局災害対策本部等において受け入れ
- 平時においても、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等にあたって相互に協力

2. 覚書締結日

令和3年5月18日(火)

発表記者クラブ		
竹芝記者クラブ	埼玉県政記者クラブ	神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

防災室 室長 遠藤 武志(えんどう たけし)

課長補佐 渡辺 健一(わたなべ けんいち)

TEL 048-600-1333 FAX 048-600-1376

UR都市機構 災害対応支援室 松田 崇志(まつだ たかし)

伊藤 翔(いとう つばさ)

TEL 045-650-0939 FAX 045-650-0666

広報室 輿水 鷹(こしみず よう)

田之畑 光一(たのはた こういち)

TEL 045-650-0888 FAX 045-650-0889

関東地方整備局とUR都市機構は、首都直下地震をはじめとした大規模災害に備え、災害等による被害から早期復旧のため災害対応において連携することを目的として、令和3年5月18日(火)に覚書を締結しました。

覚書の締結により防災体制が強化されるとともに、より一層の災害対応が可能となります。

【覚書の概要】

- 被害が発生又は発生が予想される場合に、収集した情報を相互に共有
- UR都市機構が派遣するリエゾン(情報連絡員)を関東地方整備局災害対策本部等において受け入れ
- 平時においても、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等にあたって相互に協力

【覚書締結状況】

○締結日

令和3年5月18日(火)

○場所:

WEB会議



災害対応の連携に関する覚書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、災害対応の連携に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、国土交通省関東地方整備局管内で、首都直下地震をはじめとした大規模災害（地震、津波、風水害及び火災等）により被害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害等が発生した場合」という。）において、災害等による被害からの早期復旧のために甲と乙が連携することを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 災害等が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第3条 乙は、甲の要請があった場合又は乙が必要と判断した場合、甲の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

2 甲は、乙から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、第2条に係る連絡の体制を事前に定め、互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度報告するものとする。

（平時の協力）

第5条 甲及び乙は、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等に当たって相互に協力し、連携強化及び防災力の向上を図るものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、締結した日から令和4年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも何ら申出のないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本覚書締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本覚書は、廃止することができる。

（その他）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月18日

甲 国土交通省関東地方整備局
統括防災官 藤田 正



乙 独立行政法人都市再生機構
災害対応支援室長 中村 陽介

